

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（Ⅱ）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 国政参加, 自民党, 施政権, 法制局 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43467

内閣法制局との協議

北米課長

西 歐 課 長

11/19 23 ドイツ(西)の終戦から主権回復
に至る経済の盛衰について

43.11.11
米. 北

生般は新句オ1部 菊井号有百り、べり
ンオ式にフハツ 号有登科91とハ、トハ

① 終戦から主権回復に至る経済と専断
在野勢力の要求のあり方、財閥の

217.12 10438 " 243222 22
 217.

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

口
口

四
四

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

外
務

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

米
米

外
務

とも後世に口宣誠意と同一根柢を云ふことも未測は有之
 しといふ考ふるとも趣旨を要する金議をくちれる事あり
 あるから、今又理論よりつづつと合せようとする事か無理
 あり、~~無理~~無理を理底と云ふよりほ、~~一~~一前記
 五十年の内題とこれとがある協定は、事案認識か
 常つていふ目と云ふるよりか内題とを被覆せせする所江で
 あり、また、その用意があらむ日、意向が示されん。

三、よつて三丁目条の譯をより、~~案~~案をうしん、右の二を
 案の爲め、~~一~~一意向を右とありにつく
 依て、条件については事案の若干を握りを用意する
 必要あり、恒利をとりて理論の波及を懸念される
 意味をいふを述べんとす。同条をうしんこれとて譯し、
 一部は、~~案~~案の旨も十分説明し、かくと目するに
 よつて、条件は決然しなものと認められん。

答

法制局長官の答弁は、沖繩に對する施政權を米國が

行使してゐる事態（従つてわが國の統治作用がニに及ば

ない事態)に沖縄の代表に国会議員と同一の資格、権能を

認めることは、憲法上の問題があるとの趣旨であり、条約局長

永未殘量日施鬆の種口月毛

の答弁の趣旨は、沖繩代表に国会議員と同の資格、権能を

に當りては、^{（一）} 邊境を沖海地域に全面的に通ずるものと、

認めるにかわつて國の統治作用を冲繩に及ぼしたことになるか否

さうであるとは、事は「
施政の根柢に水と肉と」があり、その是は分が「
すか葉

かは憲法上の判断の問題にあるので、これとは全く関係なしに考へな

外務省

1925

二
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

公職選舉

の金圓發行

7
1. 9.
6
1
v
2
6

31

一般論として、沖繩にわが国の統治作用を部分的に与ふる

うと及ぼす（その限りは）沖縄に対する米國施政權を返還せし

形 9 口 政 失 多 口 王 案 政 丁 子 子

めろ、
ニとなろ、
うなニとは、
平和条約
三々との
関係は

觀
會
上

純法理論上不可能だが、實際上米國が容易に同意

1503

す、ま、と、いうことを、求へたものがあり、両者は、それぞれ金く性質

の要なる問題にふれてゐるにすぎない。従つて両者に喰違いと

い・う・ふ・う・な・こ・と・は・金・く・な・い。

外務省

松本 幹

根拠をふれざる
に違ふ事を
一言決意のねん
をふらざるは
米同盟を
要する

（かし国会審議の結果沖縄代表に国会議員と全く同じ資
格、権能を与える法律が制定されたとすれば、それはこのよう
な資格、権能を与えることかわの国の統治作用が現地に及
ぶことなくとも可能であるとの憲法上の判断があつたものが
ある筈であるから、その限りが先般の沖縄が「米施政権
下にある」という事実の下で日本憲法上認めうる最大限と
いう日米間了解に沿うものである筈である。もし右が

外務省

憲法上不可能との判断があれば、そのような法律は制定さ
れる筈がない。問題は、いすれにせよ、憲法上の判断の問題で
あり、外務局長の答弁は、この点に全く觸れていない。）

外務省

秘

無期限

条約局長

参事官

北米一課長

条約課長

法規課長

沖縄住民の国政参加問題に関する

法制局との協議について(メモ)

44. 10. 1

条規

千葉北米一課長は同課佐藤事務官及び

法規課鈴木事務官を陪同の上、10月1日午後

法制局に真田オ一部長を往訪し、菊井参事官の

同席を得て、沖縄住民の国政参加問題につき

協議したところ、同会談要旨下記の通り。

記

(千葉課長) 11月の佐藤訪米と前後して沖縄

の復帰準備を東京及び現地の両方で本格的

GA:6

外務省

532

に推進する必要があると思われる。東京

に於ける復帰準備の作業は主として返還協定

の作成であるが、現地に於いては返還に際

し、民心の動搖を回避するためにも諸般の

措置を講ずる必要があり、その面の手当てが十分

行われなければならない場合は、佐藤ニグシ合意が円滑

に成立しても、現地に於いて不測の困難を生ず

恐れなしとしない。現地関係者は国政参加

に異常な関心を有しており、返還協定も暫定措

置法の国会審議の際には沖縄住民の代表も

当然、国会に居るべきだとの強い主張を持っている。

GA:6

外務省

国政参加問題は、今や行政府を離れ国会に

移されてはいるが、こうした現地の動向にも

鑑み、憲法との関係に於ける法制局の見解

を参考までに承知したい。

(真田部長) 先15日、日米協議委員の日米子解は

発表文と字句通り解釈してよいのか。

(千葉課長) 然り。

(真田部長) 然りとすれば、法制局の見解は客年

国会に於いて高辻長官が述べられた通りで

あり。治者と被治者の等質性という観点から

憲法上の疑義は免れられないということだ。

ところで、沖縄住民の代表が、わが国の立法行為

に参画するという場合、それが、返還前に施行

される法律の制定に参画するのと、返還後に

施行される法律の制定に参画するのとでは

問題の性質が多少異なると思う。後者の場合

なうば問題ないというわけではないが、少くも

等質性という面から見れば、憲法上の疑義

は緩和されよう。本日の問題は、いずれの

場合を想定しておられるのか。

(千葉課長) 両方ということだ。

(真田部長) 前者の場合については既に述べた

通りであり、憲法解釈の問題は国会に委ね

られている。返還前に施行される法令で

沖縄住民に関係あるものという又如何なる

ものが考えられるか。

(千葉課長) 沖縄に対する米の貸付け等、色々

例はある。

(真田部長) 仮りに、47年4月1日に返還と決った

場合、沖縄の代表が47年度予算の国会

審議に46年度中から参画するということで

あれば、算定性の面からは恐らく問題がなさう。

現地の空気は、返還協定の国会審議に

参加させようという事なのか。

(千葉課長) それだけではないが、それは当然と

いう雰囲気だ。

(真田部長) 返還前に、或る法律だけを沖縄

に適用するといふことは有り得るのか。

(南井参事官) 思給、医療等に関する法令で沖

縄に適用されているものはあるが、これは施

政权と直接関係のない属人的なものだ。

例えば、米國に在住している日本人でも、日本

法に基づく思給は受けられるわけだ。

(真田部長) いふれにしても、返還前に施行される

法令の制定に参画することには疑義がある

と云わざるを得ない。 遂に返置後、沖縄

住民の参加なしに作られた本土の法令が全部

沖縄に適用されることについては現地では

どう考えているのか。

(千葉課長) 沖縄住民も日本国憲法には別

に異議があるわけではないから、その点は特

に問題ないと思う。

(佐藤) 憲法との関係で問題となるのは、結局は

票決権と不逮捕特権というところか。

(菊井参事官) 質問権も含まれよう。

GA-8

外務省

(鈴木) 昨年国会で高辻長官が問題とされた

等質性の点は、米側の施政権自体がなく

なうない限り、たとえ、その或る部分が日本側

に渡されても克服し得ないという意味で

all or nothing と云えるか。

(真田部長) 然り。 たとえ琉球政府が制定

する選挙関係の法令が、わが公職選挙法

と全く同一であったとしても、問題は同じだ。

(真田部長) 返置後に施行される法令、返置前の

施行される法令という先刻の問題については

旧憲法下で、新憲法施行後に備えて行われた

GA-8

外務省

各種の準備立法の例があるいは参考になるかもしれない。

なるかもしれない。

秘
無期限

条約局長
参事官
官房参事官
官房書記官
条約課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄の国政参加問題について
(内閣法制局へ照会)

45.3.30
米北一(秘)

1. 3月29日付 米北一・タイアス 28日高松法
務局長から渡海衆院議長兼委員長と面談

し、標記の件について意見調整を(米首
[] 及び高松法務局長は内閣法制局が
最近

議連に提出し、「先以上の問題に因り意見書」
につき渡海衆院長に説明を行なう旨電

し。213。

2. 上記1.記事の「意見書」に因り、国会に

GA-5

65 外務省

を通じて議連に内閣照会し、
内閣法制局 長官渡海衆 参事官一課長

が「国政参加要綱」なる書物を議
連各議長に提出し、経済的効果

ありと云ふ。

3. 一方内閣法制局の一部参事官は
各議長に照会し、同参事官の答へ

(かこみ40181に於いて
と米北一に)

と云ふことなり。

(1) 高松法務局長は、内閣法制局に
関し意見書の上の書物を作った

は、内容が承知33限りのことなり。

(2) 高松法務局長は昭和43年秋頃(句端
沖縄返還決定以前、同年12月10日付

GA-6

外務省

総理と各派 衆参両院議長あゝ書
簡が送られた(以前) 3回位はわた

つゝ国会の「沖縄国政参加」本土
並み実施は憲法上疑義がある」と

答を左の如くしている。

(3) 3日後 首相総理と各参両院議長
あゝ書簡が送られた。内閣法制局と

には「長中法国会の1への本件は
13」という経緯で、公法上の意見を送

(1) 意見を送るに決めたというので、
へたに決めた。

(4) 昨年11月、共同声明発出後、総理
と長中を積極的にお招きし、協定を

日米間に政治的断絶をなくする意向を
授けられている。内閣法制局には

長中法 法的見地からして 極力2級
以上の内容があることあり、即ち

1. 織り込みが教へられること。

(法外意見書) 13も9については、ハイレベル
の議論に13は必ず入るべきことである。

かとの所案を参考した)

J/T 45. III-29

Accord May Facilitate Okinawa Representation

Motosaburo Tokai, chairman of the House of Representatives Steering Committee, and Masami Takatsuji, director of the Cabinet Legislation Bureau, Saturday afternoon agreed that they should put an end to the debate over whether the proposed representation of Okinawa in the Diet conflicts with provisions of the Constitution.

The Tokai-Takatsuji accord is expected to facilitate the handling of a bill for arranging Okinawan representation in the Diet which may be submitted to the Diet in mid-April.

The bureau raised doubts previously on whether having representatives of Okinawan residents, now under U.S. jurisdiction, in the Japanese Diet is permissible under the Constitution.

The change in the status of Okinawans will also be guaranteed by the Diet, supreme organ of the state, Takatsuji also said.

Tokai met Takatsuji in the Diet Building Saturday to hear Takatsuji's explanations about a recent written opinion on the compatibility of the

seating of Okinawan representatives with the Constitution recently submitted by the bureau to the committee.

In line with the statement, Takatsuji Saturday said that the legislation bureau now took the position that the Japan-U.S. joint communique last November offers sufficient guarantees for a change in the status of Okinawan people. The communique calls for the reversion of Okinawa to Japanese administration in 1972.

45. 3. 29

シキ・シキ

国政参加は国会の判断次第
法制局が見解
衆議院憲法調査会議員の渡辺正一郎氏は二十八日午後、衆議院内閣法制局長官と会い、沖縄の国政参加をめぐる憲法上の問題点について意見を交換した。

衆議院憲法調査会議員は、沖縄の国政参加は、憲法上の問題点について意見を交換した。

渡辺氏は、衆議院憲法調査会議員は、沖縄の国政参加は、憲法上の問題点について意見を交換した。

45. 3. 29 読売新聞 (3971)